10	L√ziT.	1
HI	1781	

### 説明書

年 月 日

(発注者)

様

②工程の概要を示す資料(特に必要な場合)

(受注者) 住 所 商号又は名称 代 表 者

印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1.工事の名称	
2.工事の場所	久留米市
3.説明内容	添付資料のとおり
4.添付資料	
①別表(別表)	1~3のうちに該当するものに必要事項を記載したもの)
□ 別表1(建	は築物に係る解体工事)
□ 別表2(建	生築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))
□ 別表3(建	生築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

# 分別解体等の計画等

年邓卯(/)株子			□木造 □鉄骨:	□鉄骨鉄筋コンクリー 造 □コンクリートブロ		
建築物の状況 築年		築年数		棟	\	
	築物に関	周辺状況	その他周辺に	」( :ある施設 □住宅 □商:	業施設 □学校	)
9 る調査の			) LJ X (C	□病院□そ		)
	結果			「界との最短距離 約 <u></u>	m	
その			その他	<u>」(</u> 建築物に関する調査の	の公田	) 工事着手前に実施する措置の内容
		作業場所	作業場		7加木	工事有予別に天施りる相直の四番
		11 210 330 121	その他		)	
		搬出経路	障害物			
				[路の幅員 約m 6 □有 □無		
			その他		)	
		残存物品	+	ロフロン類使用機器	)	] フロン類使用機器の適正処理の実施
	る調査の		□有	□РСВ使用機器	′	□ PCB使用機器の適正処理の実施
	果及び工 着手前に		□無	( □その他(		□ その他( )
	施する措	特定建設資材へ		□飛取性口柿 (外付け石綿、 ロックウール 等)	<b>日稀古有</b> 吹竹 ()	<ul><li>□ 飛散性石綿に関する諸官庁届出 (大防法、労安衛法・石綿予防規則)</li></ul>
置	置の内容	の付着物	□有	□非飛散性石綿(石綿含有ビ	ニール床タイル [	□ 飛散性石綿の適正処理の実施
			frit	等) ]	□ 非飛散性石綿の適正処理の実施	
		その他	□無	□ <b>その他</b> ( □ <b>飛散性石綿</b> (鉄骨等に吹付	)	<ul><li>」 その他 ( )</li></ul>
			□有	石綿を含有する断熱材・保温 等)	材・耐火被覆材	(大防法、労安衛法・石綿予防規則) □ 飛散性石綿の適正処理の実施
		着 <u>していない</u> 、	□′用	口非飛散性石綿(スレートボ		- □ 非飛散性石綿の適正処理の実施
解体時に発生する有		□無	1		(※事前措置が必要な場合) □ その他( )	
			مبييد ا	チ())和 (	) []	」 ての他(
エ		工程	山無	ロその他( 作業内容	,	分別解体等の方法
工程ご	①建築設				容	分別解体等の方法 □ 手作業
	①建築設	工程		作業内容	容	分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
程ごとの	①建築設 ②屋根ふ	工程 備・内装材等		作業内2 建築設備・内装材等の取 ロ有 ロ無	容	一 分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業
程ごとの作業		工程 備・内装材等		作業内2 建築設備・内装材等の取	容	分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
程ごとの作業内容	②屋根ふ	工程 備・内装材等 き材		作業内を建築設備・内装材等の取っ有 ロ無 屋根ふき材の取り外し	が 19外し	一 分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
程ごとの作業内容及	②屋根ふ ③外装材	工程 備・内装材等 き材 ・上部構造部分		作業内を建築設備・内装材等の取っ有 □無 屋根ふき材の取り外し□有 □無 外装材・上部構造部分の回有 □無	が い外し の取り壊し	分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( ) □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
程ごとの作業内容及び解	②屋根ふ ③外装材	工程 備・内装材等 き材		作業内を建築設備・内装材等の取っ有 ロ無 屋根ふき材の取り外し 同有 ロ無 外装材・上部構造部分の の有 ロ無 基礎・基礎ぐいの取りよ	が い外し の取り壊し	一 分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
程ごとの作業内容及び解体	②屋根ふ ③外装材 ④基礎・	工程 備・内装材等 き材 ・上部構造部分 基礎ぐい		作業内を建築設備・内装材等の取っ有 □無  屋根ふき材の取り外し □有 □無  外装材・上部構造部分の □有 □無  基礎・基礎ぐいの取りま	が い外し の取り壊し	一 分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( ) □ 手作業
程ごとの作業内容及び解	②屋根ふ ③外装材	工程 備・内装材等 き材 ・上部構造部分 基礎ぐい		作業内を建築設備・内装材等の取っ有 ロ無 屋根ふき材の取り外し 同有 ロ無 外装材・上部構造部分の の有 ロ無 基礎・基礎ぐいの取りよ	が い外し の取り壊し	一 分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
程ごとの作業内容及び解体方	②屋根ふ ③外装材 ④基礎・ ⑤その他 (	工程 備・内装材等 き材 ・上部構造部分 基礎ぐい		作業内を建築設備・内装材等の取っ有 □無  屋根ふき材の取り外し□有 □無  外装材・上部構造部分・□有 □無  基礎・基礎ぐいの取りま□有 □無  その他の取り壊し□有 □無 □上の工程における①ー	が はり外し の取り壊し 悪し	一 分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業
程ごとの作業内容及び解体方	②屋根ふ ③外装材 ④基礎・ ⑤その他 (	工程 備・内装材等 き材 ・上部構造部分 基礎ぐい		作業内を建築設備・内装材等の取っ有 □無  屋根ふき材の取り外し □有 □無  外装材・上部構造部分の □有 □無  基礎・基礎ぐいの取りま □有 □無  その他の取り壊し □有 □無 □上の工程における①□	が はり外し の取り壊し 悪し	一 分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業
程ごとの作業内容及び解体方	②屋根ふ ③外装材 ④基礎・ ⑤その他 (	工程 備・内装材等 き材 ・上部構造部分 基礎ぐい		作業内を建築設備・内装材等の取っ有 □無  屋根ふき材の取り外し□有 □無  外装材・上部構造部分で□有 □無  基礎・基礎ぐいの取りま□有 □無  その他の取り壊し□有 □無 □上の工程における①□につるの他( その他の場合の理由(	が 3 り外し か取り壊し 要し ・②→③→④の順	一 分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業
程ごとの作業内容及び解体方	②屋根ふ ③外装材 ④基礎・ ⑤その他 (	工程 備・内装材等 き材 ・上部構造部分 基礎ぐい		作業内を建築設備・内装材等の取っ有 □無  屋根ふき材の取り外し □有 □無  外装材・上部構造部分の □有 □無  基礎・基礎ぐいの取りま □有 □無  その他の取り壊し □十の工程における① □その他( その他の場合の理由( ①の工程における木材のを □可 □不可	が 3 り外し か取り壊し 要し ・②→③→④の順	一 分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( ) □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
程ごとの作業内容及び解体方法	②屋根ふ ③外装材 ④基礎・ ⑤その他 ( 工二 □内装材	工程 備・内装材等 き材 ・上部構造部分 基礎ぐい ) 事の工程の順序 こ木材が含まれる場	易合	作業内を建築設備・内装材等の取っ有 □無  屋根ふき材の取り外し□有 □無  外装材・上部構造部分・□有 □無  基礎・基礎ぐいの取りま □有 □無  その他の取り壊し □有 □無 □上の工程における① □その他( その他の場合の理由( ①の工程における木材の分	が はり外し の取り壊し 要し ・②→③→④の順	一 分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( ) □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
程ごとの作業内容及び解体方法	②屋根ふ ③外装材 ④基礎・ ⑤その他 ( 工二 □内装材	工程 備・内装材等 き材 ・上部構造部分 基礎ぐい ) 事の工程の順序	易合	作業内を建築設備・内装材等の取っ有 □無  屋根ふき材の取り外し □有 □無  外装材・上部構造部分の □有 □無  基礎・基礎ぐいの取りま □有 □無  その他の取り壊し □十の工程における① □その他( その他の場合の理由( ①の工程における木材のを □可 □不可	が 3 り外し か取り壊し 要し ・②→③→④の順	一 分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作者・機械作業の併用
程ごとの作業内容及び解体方法	②屋根ふ ③外装材 ④基礎・ ⑤その他 ( 工 □内装材/ 案物に用い 特定建設	工程 備・内装材等 ・上部構造部分 基礎ぐい ) 事の工程の順序 こ木材が含まれる場 られた建設資材の量の 資材廃棄物の種類	-   	作業内を建築設備・内装材等の取っす。無 屋根ふき材の取り外しっす。無 屋根ふき材の取り外しっす。無 外装材・上部構造部分の 「本の無 基礎・基礎ぐいの取ります。」 「本の他の取り壊し。」 「本の他の取り壊し。」 「本の他の場合の理由( 「全の他の場合の理由( 「の工程における小のである。」 「中である。 「中でなる。 「中でなる。	が はり外し の取り壊し 要し ・②→③→④の順 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一 分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作す。・機械を業の併用 □ 手作業 □ 手作業・機械を業の併用 □ 手作業・機械を素の併用 □ 手作業 □ 手作業・機械を素の併用
程ごとの作業内容及び解体方法	②屋根ふ ③外装材 ④基礎・ ⑤( 工 □内装材/ 案物に用い 関記 を を を の見込	工程 備・内装材等 ・上部構造部分 基礎ぐい ) 事の工程の順序 こ木材が含まれる場 られた建設資材の量の られた建設資材の量の られた建設資材の量の の発生が	易合 )見込み ごとの	作業内を建築設備・内装材等の取っす。無 屋根ふき材の取り外しっす。無 屋根ふき材の取り外しっす。無 外装材・上部構造部分の 「本の無 基礎・基礎ぐいの取ります。」 「本の他の取り壊し。」 「本の他の取り壊し。」 「本の他の場合の理由( 「全の他の場合の理由( 「の工程における小のである。」 「中である。 「中でなる。 「中でなる。	が の取り壊し 要し 分別に支障となる トン 量の見込み トン	一
程ごとの作業内容及び解体方法	②屋根ふ ③外装材 ④基礎・ ⑤( 工 □内装材/ 案物に用い 関記 を を を の見込	工程 備・内装材等 ・上部構造部分 基礎ぐい ) 事の工程の順序 こ木材が含まれる場 られた建設資材の量の 資材廃棄物の種類	易合 )見込み ごとの	作業内容 建築設備・内装材等の取っ有 ロ無 屋根ふき材の取り外し口有 ロ無 外装材・上部構造部分の工 工事を基礎でいの取りまして有 ロ無 その他の取り壊しロ有 ロ無 ことの他( その他の場合の理由( ①の工程における木材の名の工程における木材の名の工程における木材の名の工程における木材の名の工程における木材の名の工程における木材の名の工程における木材の名の工程における木材の名の工程における本材の名の工程における木材の名の工程における木材の名の工程における木材の名の工程における木材の名の工程における木材の名の工程における木材の名の工程における木材の名の工程における木材の名の工程における木材の名の工程における本材の工程における木材の工程における本材の工程における本材の工程によります。	が の取り壊し 要し 分別に支障となる。 トン 量の見込み トン	一 分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業 ・機械作業の併用 □ 「一 「一 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「
程ごとの作業内容及び解体方法	②屋根ふ ③外装材・ ④基での他 「一」 「一」 「大」 「大」 「大」 「大」 「大」 「大」 「大」 「大	工程 備・内装材等 ・上部構造部分 基礎ぐい ) 事の工程の順序 こ木材が含まれる場合のである場合ができまれる場合がである。 ないのがあるができまれる場合ができまれる場合ができまれる場合ができまれる場合ができまれる場合ができまれる場合である。	易合 ラ見込み こ 見込ま	作業内容 建築設備・内装材等の取 「有」無 屋根ふき材の取り外し 「有」無 外装材・上部構造部分ので 「有」無 基礎・基礎ぐいの取りまし 「有」無 その他の取り壊し 「一十年 「一十年 「一十年 「ロートの世色の理由()の工程におけるでででです。 「中ででするでは、これでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	が はり外し の取り壊し 要し 分別に支障となる。 トン 量の見込み トン トン トン トン トン トン トン	一 分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作 () () () () () () () () () () () () ()
程ごとの作業内容及び解体方法 建廃棄物発生見込	② ② 図 型 基 根 る の の に で 大 に に に に に に に に に に に に に	工程 備・内装材等 ・上部構造部分 基礎ぐい ) 事の工程の順序 こ木材が含まれる場合のである場合ができまれる場合がである。 ないのがあるができまれる場合ができまれる場合ができまれる場合ができまれる場合ができまれる場合ができまれる場合である。	<b>場合</b> ラ見込 こ見 よき根 ふき相	作業内容 建築設備・内装材等の取 「有」無 屋根ふき材の取り外し 「有」無 外装材・上部構造部分ので 「有」無 基礎・基礎ぐいの取りまし 「有」無 その他の取り壊し 「一十年 「一十年 「一十年 「ロートの世色の理由()の工程におけるでででです。 「中ででするでは、これでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	が はり外し の取り壊し 要し 分別に支障となる。 トン 量の見込み トン トン トン トン トン トン トン	一 分別解体等の方法 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( ) □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作業 □ 手作者・機械作業の併用 □ 手作業 □ 手作者・機械作業の併用 □ 「一」 「「」」 「「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「

別紙2-1
-------

確認

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び省令第4条に基づく書面 (建築物に係る解体工事の場合)

1. 5	分別解体等の方法						
	工 程	作業内容	分別解体等の方法				
工程ご	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □ 有 □ 無	<ul><li>□ 手作業</li><li>□ 手作業・機械作業の併用</li><li>併用の場合の理由( )</li></ul>				
との作業	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □ 有 □ 無	<ul><li>□ 手作業</li><li>□ 手作業・機械作業の併用</li><li>併用の場合の理由( )</li></ul>				
業内容及び解体	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用				
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用				
方法	⑤その他 ( )	その他の取り壊し □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用				
	「分別解体等の方法」については、該当のない場合は記載の必要はありません。						
2. 角	<b>犀体工事に要する費用</b>						
	(受注者の見積金額)	円(税込)					
3. ₮		の名称及び所在地	•				

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可。書ききれない場合は別紙に記載してください。)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額)	円(税込)
------------	-------

### 再資源化等報告書

年	月	Е
	/1	

(発注者)

様

(受注者)

郵 便 番 号 住 所

氏 名

(法人にあっては商号又は 名称及び代表者の氏名)

電話番号

印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設 資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1.工事の名称						_
2.工事の場所	久留米市					_
3. 再資源化等が完	三丁した年月日		年	月日	_	
4.再資源化等をした						
(書ききれない場合	合は別紙に記載	<b></b>				
特定建設資材廃	棄物の種類	施設の名	<b>済</b> 称		所在地	
·	<u> </u>		·		·	·

## 5.特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

#### 添付資料

- ・再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)
- ・再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)